

豊橋市監査公表第11号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年12月16日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

定例監査の監査結果に基づく措置結果 (令和2年度)

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
市民協創部	市民課	02-15	意見	本市に事務局がある東三戸籍住民基本台帳事務協議会において、即時支払を必要としない物品の購入に対して資金前渡ししていたので、関係規程等に従い適切な事務処理に努められたい。 また、当該協議会の事務処理規程において、履行遅延による損害金及び遅延利息の規定を遅延利息率の改正があるごとに改正していたので、事務の効率の観点から規定の見直しを検討されたい。	物品購入の支払いについては、令和3年2月26日、東三戸籍住民基本台帳事務処理規程及び本市の例に則った適正な執行を行うよう事務局職員に周知徹底した。 また、東三戸籍住民基本台帳事務協議会事務処理規程の遅延利息率の改正があった場合に、規定の改正が不要となるよう、令和3年1月1日に事務処理規程を改めた。	R3.11.22
福祉部	福祉政策課	02-15	意見	飯村墓地納骨堂において、市営墓地条例では更新は可能であるが、利用期間を1年又は3年としている。利用者ニーズ及び近隣他市の状況を踏まえて、永代供養としての活用について検討されたい。	本市納骨堂は他市と比較すると、収蔵可能数160室しかなく極めて小規模である。また過去に実施した市民意識調査の結果から、永代利用墓所のニーズが、現在の納骨堂収蔵可能数を大きく上回ると想定される。そのため本市納骨堂の永代利用としての活用は現状困難である。 また「供養」は利用者の意向に委ねることが適当であり、作法も宗派によって様々であるから、行政が積極的に行う必要性は低いと思われる。よって本市納骨堂の永代供養としての活用は行わないこととする。	R3.9.17
環境部	環境保全課	02-11	指摘事項	市が管理する施設の農薬等の使用において、住宅地等における農薬使用に関する国の通知に基づく管理が行われておらず、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある事例が見受けられるので、所属課に対して十分理解されるよう指示を行うなど適正な指導をされたい。	令和3年4月28日付「市有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用について」を各課(室)長あて通知し、周知の徹底を図った。	R3.11.19
		02-11	意見	高濃度PCB廃棄物処理業務に係る予定価格の算定において、予定価格(比較価格)は予定価格(税込)に110分の100を乗じて算出し、円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てることとなっているが切り上げていたので、適切な事務処理に努められたい。	意見をいただいですぐに、適切な予定価格の算定を行うよう、改めて所属職員に周知するとともに、チェック体制について再確認した。また、4月の担当業務変更後に再度、周知・確認した。	R3.11.19
都市計画部	都市計画課	02-11	意見	歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金において、任意である町自治会への加入を補助金交付要件としているので、制度の目的が損なわれることのないよう適切な運用に努められたい。	自治会への加入は任意であるため、補助金交付の要件ではなく推奨という方法で定住後の地域とのつながりを確保していくこととし、自治会加入を補助金交付要件から削除し、加入を推奨するよう令和3年5月10日付で要綱を一部改正し、運用を変更した。	R3.11.16
	まちなか活性化課	02-11	指摘事項	ストリートデザイン事業整備工事1において、道路地下に消防本部が管理するコンクリート製防火水槽があるにもかかわらず、実施設計時及び工事設計時ともに調査漏れにより把握していなかったため、現地調査を的確に行うとともに、試掘で構造を確認するなど適正な設計変更をされたい。	現地照査の結果、コンクリート製防火水槽のマンホール蓋の高さ調整が必要であることが判明したため、試掘し構造を確認したうえで、適正な工事施工となるよう令和3年3月22日に設計変更しました。 なお、実施設計時及び工事設計時には、調査漏れのないよう現地調査を的確に行い、適切な工事発注を行うことを令和3年3月19日に課内で周知徹底しました。	R3.10.4

定例監査の監査結果に基づく措置結果 (令和2年度)

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
都市計画部	まちなか活性化課	02-11	指摘事項	令和元年度のストリートデザイン事業植栽工事1において、前年度のストリートデザイン整備工事により施工されたばかりの歩道のインターロッキングブロックの一部を撤去・処分していたので、仮舗装とするなど効率的な工事施工をされたい。	仮復旧工法の選定は、効率性、経済性、施工性、安全性などを比較検討し、設計することを令和3年3月19日に課内で周知徹底しました。	R3.10.4
		02-11	指摘事項	ストリートデザイン事業におけるプランター整備について、平成29年度に作成した実施設計では広小路通り周辺で車止めの役割を担う箇所に限り市が負担することとしているにもかかわらず、何ら協議や手続を経ることなく他の区間にまで対象範囲を拡大するとともに、車止めの必要のない箇所まで市が負担するという方針変更をしているので、その変更の経緯、理由、効果などを明らかにした上で、適正な整備を進められたい。	指摘事項は、平成29年度ストリートデザイン事業実施設計等委託業務報告書の一部において誤謬があったことから、誤解を招いたものであります。今後、委託業務成果品は監督職員及び検査職員が適正に履行確認し、これに基づいた適正な工事発注を行うことを、令和3年3月19日に課内で周知徹底しました。	R3.10.4
		02-11	指摘事項	ストリートデザイン事業において、地元発展会等の所有の街路灯を撤去して市が新たに設置管理するものがある一方でそのまま残置するものがあったり、地元発展会等が整備することとしていたプランターを市の整備に変更したり、地元発展会等所有の老朽化したアーケードを放置したりするなど、整備内容と負担区分に一貫性が見られないので、事業の目的や意義を踏まえる中で整備、負担のあり方を整理されたい。	本事業は、計画段階より沿線関係者などとワークショップを開催するとともに、道路管理者と協議し、主に施設整備は行政、利活用は沿線関係者とし、官民連携により事業推進するよう整備内容や負担区分を決定したものです。 令和3年3月に策定した「豊橋市中心市街地活性化基本計画2021-2025」の基本的方針を推進するため、令和3年7月に改めて地元発展会等と事業の目的や意義を再確認するとともに、イベント開催、道路空間の利活用などについて協議しました。	R3.10.4
		02-11	意見	ストリートデザイン事業植栽工事において、街路樹の再生やプランターによる緑化を行っているが、魅力ある道路空間の確保には定期的な管理が必要であるため、沿道住民を巻き込んだ適切な維持管理に努められたい。	これまでも沿線住民などにより街路樹植栽やプランターへの水やりや草取りなどの維持管理が行われてきましたが、令和3年7月14日、19日に沿線関係者を対象として植栽の特性や維持管理の勉強会を開催し、さらに植栽に愛着を持ってもらうとともに維持管理の充実を図ることを確認しました。	R3.10.4
上下水道局	総務課	02-20	指摘事項	行政財産の使用許可及び使用料の減免を行う場合の事務処理において、「使用料の減免を行う場合」は、「起案文書に減免前の金額も記載すること。」とする平成30年1月22日付け資産経営課長通知にもかかわらず、上下水道局では同年3月16日付け総務課長通知により全額免除の場合は減免前金額の記載を不要とする取扱いをしているが、本来得るべき使用料の金額を明確にすべき趣旨に鑑み、現在の取扱いを改められたい。	本指摘を踏まえ、市長部局の事務処理との整合を図るため、令和3年3月2日付豊上総号外「行政財産の使用の許可及び使用料の減免に関する事務処理について(通知)」により、上下水道局各課長あて通知を行い、全額免除の場合も減額前金額の記載をすることとした。	R3.9.13
	浄水課	02-20	指摘事項	行政財産の使用許可に係る使用料において、使用許可で使用料を通知しているにもかかわらず、使用許可から1週間経過してから収入調定を行っていた事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。	令和3年度使用許可分より必ず使用許可日において収入調定を行うこととし、課内周知を徹底して行った。	R3.9.13

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和2年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
上下水道局	下水道施設課	02-20	指摘事項	公共下水道敷地等の占用許可に係る占用料において、下水道条例で例によることとしている道路占用料条例では、2年目以降の占用料は4月30日までに徴収することと規定しているにもかかわらず、収入調定を11月12日に行っていた事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。	令和3年3月、占用物件の管理台帳に占用料の徴収期限を記載する欄を設け、徴収の有無及び徴収時期について確実に管理できるようにした。	R3.9.13
教育委員会	生涯学習課	03-01	意見	<p>民営児童クラブ賃借料補助金において、交付申請日が4月の開設から半年以上経過した10月19日付けで申請があった。要綱上は2月末まで申請可としているが、運営を安定させることが本補助金の目的のひとつであるので、早い段階の申請を促すなど、効果的な運用に努められたい。</p> <p>また、交付決定通知書には、5年間継続して事業を実施することという交付の条件が付されているが、長期的に安定した運営ができる児童クラブの開設を促すためにも、要綱に明記し周知するなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>民営児童クラブ賃借料補助金については、該当クラブに対して早期に交付申請をするように徹底していくことを課内に令和3年6月に周知した。</p> <p>また、5年間継続して事業を実施することについては、6月1日付で要綱を改正し、明記した。</p>	R3.11.29

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和元年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
都市計画部	まちなか活性化課	01-11	意見	<p>ストリートデザイン事業整備工事において、地元発展会等の所有する照明灯を撤去し、市が維持管理することとして再整備しているが、電気使用料を含めた維持管理について検討が不十分であるので、負担のあり方を含めた適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>本事業は、計画段階より沿線関係者などとワークショップを開催するとともに、道路管理者と協議し、主に施設整備は行政、利活用は沿線関係者とし、官民連携により事業推進するよう整備内容や負担区分を決定したものです。令和3年3月に策定した「豊橋市中心市街地活性化基本計画2021-2025」の基本的方針を推進するため、令和3年7月に改めて地元発展会等と事業の目的や意義を再確認するとともに、イベント開催、道路空間の利活用などについて協議しました。</p>	R3.10.4